

平成 30 年

第 11 回

月形町農業委員会総会

議事録

平成 30 年 11 月 26 日

月形町農業委員会

招 集 年 月 日	平成30年11月20日					
招 集 の 場 所	樺 戸 郡 月 形 町 役 場 委 員 会 室					
開 閉 日 時	開会	平成30年11月26日	午後1時30分	議長	渡 辺 祥 紀	
	閉会	平成30年11月26日	午後2時02分	議長	渡 辺 祥 紀	
応(不応)招集委及び 出席並びに欠席委員 出席 11名 欠席 0名 ○ …… 出席 × …… 欠席 公 …… 公務欠席	番号	氏 名	出欠	番号	氏 名	出欠
	1	黒 宮 勝 美	○	7	服 部 栄	○
	2	青 柳 和 弘	○	8	内 藤 康 志	○
	3	山 崎 敏 美	○	9	渡 辺 早 智 子	○
	4	多 田 正 光	○	10	小 野 栄 治	○
	5	中 嶋 雅 義	○	11	渡 辺 祥 紀	○
	6	西 川 優	○			
出席した職員	事務局長	加 藤 弘 光	総務係長	佐 藤 直 樹		
議 事 日 程	別紙議事日程のとおり					
会議に附した議件	別紙議事日程のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

平成30年第11回月形町農業委員会総会

平成30年11月26日

午後1時30分

月形町役場 委員会室

議 事 日 程			
番号	議案番号	件 名	摘要
1		議事録署名委員の指名 番 員 番 員	
2		会期の決定	
3		会務報告	
4	報告第36号	農地法第4条転用許可地の工事完了報告について(2件)	P1~2
5	報告第37号	家族経営協定の締結について(1件)	P3
6	報告第38号	農業経営改善計画の認定取消について(1件)	P4
7	報告第39号	農業経営改善計画の認定について(1件)	P5
8	報告第40号	あっせん委員会報告について	P6
9	議案第38号	農地の使用貸借の合意解約について(1件)	P7
10	議案第39号	農地法第3条の規定による許可申請について(使用貸借1件)	P8
11	議案第40号	農用地利用集積計画の決定について(所有権移転1件)	P9
12	協議案第4号	農地の参考賃借料の改定について	P10

<p>事務局長 加藤 弘 光</p>	<p>定刻となりましたので、平成30年第11回月形町農業委員会総会を開会いたしますが、月形町農業委員会会議規則第4条の規定により、議長は会長が努めることになっていきますので、渡辺会長に議事の進行をお願いします。</p>
<p>議長 渡辺 祥 紀</p>	<p>皆様お忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。</p> <p>研修旅行も天気の良いなか無事に終了いたしました。津市の農業委員会視察では都市部の農業委員会ということでこちらの実状とは合わないかなと思っておりましたが、都市部では都市部なりの厳しい現状があるのだなと認識することができました。今後の農業委員会の運営に役立てていきたいと考えております。</p> <p>また、23日には今年の作物の新穀に感謝を申し上げて樺戸神社新穀感謝祭にも参加いたしました。様々な人に今年の話をお聞きすると畑作物はなかなか厳しかったと、農協の方からは花きとミニトマトが昨年同等かそれ以上であったと聞きましたが、その他、豆、麦、米などはなかなか厳しい状況であったと聞いております。来年は良い年になるようにと、併せてお祈りをして参りました。</p> <p>それでは早速総会を始めさせていただきます。</p> <p>只今の出席委員数は11名です。</p> <p>定足数に達していますので、会議規則第6条の規定により、本日の総会は成立いたしました。</p> <p>本日をもって招集された平成30年第11回月形町農業委員会総会を只今より開会いたします。(午後1時30分)</p> <p>議事日程は、お手元に配付のとおりです。</p> <p>日程番号1番、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、会議規則第9条の規定により、議長において、3番山崎委員、4番多田委員の両君を指名します。</p> <p>日程番号2番、会期の決定をいたします。お諮りいたします。</p> <p>平成30年第11回月形町農業委員会総会は、11月26日、本日1日限りとしたしたいと思います。これにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議なしと認めます。よって、平成30年第11回月形町農業委員会総会は、11月26日、本日1日限りとすることに決定いたしました。</p> <p>日程番号3番、会務報告。会務報告はお手元に配付のとおりです。</p> <p>事務局より説明を願います。</p>
<p>事務局長 加藤 弘 光</p>	<p>平成30年10月23日から平成30年11月25日までの会務報告です。</p> <p>10月23日、平成30年第10回月形町農業委員会総会を役場委員会室で1</p>

<p>事務局長 加藤 弘 光</p>	<p>1名の委員の出席により開催いたしました。</p> <p>10月25日、北海道農業会議平成30年度第7回常設審議委員会が札幌市で開催され、多田委員が出席しています。</p> <p>11月8日、事前協議を農業委員会会議室で開催しました。所有権移転1件について協議を行い、多田委員、西川委員が立会されています。</p> <p>11月12日、事前協議を農業委員会会議室で開催しました。所有権移転1件について協議を行い、黒宮会長職務代理、中嶋委員が立会されています。</p> <p>11月13日から16日までの4日間、三重県、愛知県、静岡県で道外視察研修を11名の委員の出席で実施しました。</p> <p>11月19日、農地移動適正化あっせん月形地区委員会を役場委員会室で10名の委員の出席により開催いたしました。所有権移転1件について審議しました。</p> <p>11月22日、北海道農業会議平成30年度第8回常設審議委員会が札幌市で開催され、多田委員が出席しています。</p> <p>11月23日、樺戸神社新穀感謝祭が開催され、渡辺会長が出席しています。また、同日、札比内神社の新穀感謝祭も開催されており、札比内地区の委員が出席されています。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長 渡 辺 祥 紀</p>	<p>説明が終わりました。質問、ご意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p> <p>質問、ご意見がありませんので、会務報告は、報告済みといたします。</p> <p>続きまして、日程番号4番、報告第36号、農地法第4条転用許可地の工事完了報告について2件を議題といたします。</p> <p>事務局より説明を願います。</p>
<p>事務局長 加藤 弘 光</p>	<p>議案書1頁をご覧ください。</p> <p>報告第36号、農地法第4条転用許可地の工事完了報告について2件を上程しております。</p> <p>転用許可を受けた事業者から、下記のとおり完了報告書の提出がありましたので報告します。</p> <p>本日の提出です。</p> <p>番号1 転用事業者、樺戸郡月形町□□□□ ○○○○さん。許可年月日は平成30年5月25日、許可指令番号及び転用許可地の所在地、面積は議案書に記載のとおりです。転用目的は農業用倉庫の建設のため、工事の完了年月日は平成30年10月20日です。</p>

事務局長 加藤 弘 光	<p>今回、工事が完了したため、完了報告書の提出がありました。事務局での報告書の内容確認並びに担当委員の確認を行いましたので報告します。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長 渡 辺 祥 紀	<p>それでは補足説明を小野委員お願いします。</p>
委員 小 野 栄 治	<p>11月19日に事務局2名と現地の確認を行いました。転用申請のとおり利用され、工事が完了していたことを報告します。</p> <p>以上で補足説明を終わります。</p>
議長 渡 辺 祥 紀	<p>説明が終わりました。質疑、ご意見等はありませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p> <p>質疑、ご意見がございませんので、報告第36号番号1は承認いたしました。続きまして、報告第36号番号2について、事務局より説明を願います。</p>
事務局長 加藤 弘 光	<p>議案書2頁をご覧ください。</p> <p>番号2 転用事業者、樺戸郡月形町□□□□ ○○○○さん。許可年月日は平成29年5月30日、許可指令番号及び転用許可地の所在地、面積は議案書に記載のとおりです。転用目的は農家住宅及び農業用倉庫等の建設のため、工事の完了年月日は平成30年10月18日です。</p> <p>今回、工事が完了したため、完了報告書の提出がありました。事務局での報告書の内容確認並びに担当委員の確認を行いましたので報告します。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長 渡 辺 祥 紀	<p>それでは補足説明を服部委員お願いします。</p>
委員 服 部 栄	<p>11月19日に事務局2名と現地の確認を行いました。転用申請のとおり利用され、工事が完了していたことを報告します。</p> <p>以上で補足説明を終わります。</p>
議長 渡 辺 祥 紀	<p>説明が終わりました。質疑、ご意見等はありませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p> <p>質疑、ご意見がございませんので、報告第36号番号2は承認いたしました。続きまして、日程番号5番、報告第37号、家族経営協定の締結について1</p>

議長 渡 辺 祥 紀	<p>件を議題といたします。</p> <p>事務局より説明を願います。</p>
事務局長 加 藤 弘 光	<p>議案書3頁をご覧ください。</p> <p>報告第37号、家族経営協定の締結について1件を上程しております。</p> <p>月形町家族経営協定推進要綱第6条(2)の規定により、下記の者が家族経営協定を締結しましたので報告します。</p> <p>本日の提出です。</p> <p>1協定者 樺戸郡月形町□□□□ 夫の○○○○さん、妻の○○○○さん、後継者の○○○○さん、2協定締結年月日は平成30年10月30日、3有効期限は実施日より1年間とし、当事者から申し立てがない限り自動更新されるものです。</p> <p>4家族経営協定書ですが、説明資料の2頁及び3頁に添付していますのでご参照願います。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長 渡 辺 祥 紀	<p>説明が終わりました。質疑、ご意見等はありませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p> <p>質疑、ご意見がございませんので、報告第37号は承認いたしました。</p> <p>続きまして、日程番号6番、報告第38号、農業経営改善計画の認定取消について1件を議題といたします。</p> <p>事務局より説明を願います。</p>
事務局長 加 藤 弘 光	<p>議案書4頁をご覧ください。</p> <p>報告第38号、農業経営改善計画の認定取消について1件を上程しております。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第12条第1項の規定による、農業経営改善計画の認定について、下記の者が認定取消になりましたので報告します。</p> <p>本日の提出です。</p> <p>1認定取消農業者名 ○○○○さん 認定番号、認定年月日、取消年月日、取消事由については議案書に記載のとおりです。</p> <p>2通知文ですが、説明資料の4頁に町からの認定取消通知書の写しを添付しておりますのでご参照願います。</p> <p>次にご説明いたしますが、本件は、後継者との共同経営の実施に伴う認定取消です。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>

議長 渡 辺 祥 紀	<p>説明が終わりました。質疑、ご意見等はありませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p> <p>質疑、ご意見がございませんので、報告第38号は承認いたしました。 続きまして、日程番号7番、報告第39号、農業経営改善計画の認定について1件を議題といたします。 事務局より説明を願います。</p>
事務局長 加 藤 弘 光	<p>議案書5頁をご覧ください。 報告第39号、農業経営改善計画の認定について1件を上程しております。 農業経営基盤強化促進法第12条第1項の規定による、農業経営改善計画の認定について、下記の者が認定されたので報告します。 本日の提出です。 1 認定農業者名 ○○○○さん、○○○○さん 認定番号、認定年月日、認定の有効期限については議案書に記載のとおりです。 2 通知文ですが、説明資料の5頁に月形町からの認定通知書の写しを添付しておりますのでご参照願います。 本件は、父である○○○○さんと後継者である○○○○さんによる共同経営の実施に伴う認定です。 以上で説明を終わります。</p>
議長 渡 辺 祥 紀	<p>説明が終わりました。質疑、ご意見等はありませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p> <p>質疑、ご意見がございませんので、報告第39号は承認いたしました。 続きまして、日程番号8番、報告第40号、あっせん委員会報告についてを議題といたします。 事務局より説明を願います。</p>
事務局長 加 藤 弘 光	<p>議案書6頁をご覧ください。 報告第40号、あっせん委員会報告についてを上程しております。 あっせん委員会より月形町農地移動適正化あっせん基準に基づき、平成30年11月19日あっせん結果の通知がありましたので報告します。 本日の提出です。 番号1、申出人、樺戸郡月形町□□□□ ○○○○さん。申出年月日は平成30年9月18日 内容は売渡です。対象地は樺戸郡月形町□□□□、他4</p>

<p>事務局長 加藤 弘 光</p>	<p>筆、合計11,172㎡。協議結果は成立、相手方は樺戸郡月形町□□□□ ○○○○さんです。 以上で説明を終わります。</p>
<p>議長 渡辺 祥 紀</p>	<p>説明が終わりました。質疑、ご意見等はありませんか。 (なしの声あり) 質疑、ご意見がございませんので、報告第40号は承認いたしました。 続きまして、日程番号9番、議案第38号、農地の使用貸借の合意解約について1件を議題といたします。 事務局より説明を願います。</p>
<p>事務局長 加藤 弘 光</p>	<p>議案書7頁をご覧ください。 議案第38号、農地の使用貸借の合意解約について1件を上程しております。 下記の者から、農地の使用貸借を合意解約した通知がありましたので審議願います。 本日の提出です。 番号1 通知者貸主 樺戸郡月形町□□□□ ○○○○さん。借主、樺戸郡月形町□□□□ ○○○○さん。解約した土地 □□□□の内 現況地目は畑で面積は418㎡他になります。以下内訳ですが、田の計5筆9,658㎡、畑の計3筆1,113㎡、3筆重複していますので、合計5筆10,771㎡です。権利区分は使用貸借、農地法第3条。契約年月日は平成19年5月30日、契約期間は平成19年5月30日から平成39年5月29日までの20年間。合意解約が成立した日、合意解約を行う日、解約通知日ともに平成30年11月8日です。 本件につきましては、親子間による使用貸借ですが、後ほど議案として審議していただきます農業経営基盤強化促進法による所有権の移転を行うための合意解約になります。 なお、説明資料の8頁に所在図を添付していますのでご参照願います。 以上で説明を終わります。</p>
<p>議長 渡辺 祥 紀</p>	<p>説明が終わりました。質疑、ご意見等はありませんか。 (なしの声あり) 質疑、ご意見がございませんので、議案第38号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>

<p>議長 渡 辺 祥 紀</p>	<p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第38号については原案のとおり可決いたしました。続きまして、日程番号10番、議案第39号、農地法第3条の規定による許可申請について使用貸借1件を議題といたします。</p> <p>事務局より説明を願います。</p>
<p>事務局長 加 藤 弘 光</p>	<p>議案書8頁をご覧ください。</p> <p>議案第39号、農地法第3条の規定による許可申請について使用貸借1件を上程しております。</p> <p>農地法第3条第1項の規定による使用貸借による権利設定について、下記の者から申請がありましたので許可の可否について審議願います。</p> <p>本日の提出です。</p> <p>番号1 申請人貸主、樺戸郡月形町□□□□ ○○○○さん。借主、樺戸郡月形町□□□□ ○○○○さん。申請地は月形町□□□□の内、現況地目は畑で面積は453㎡他になります。以下内訳ですが、田の計1筆20, 240㎡、畑の計3筆7, 332㎡、1筆重複しておりますので、合計3筆27, 572㎡です。期間又は年数は許可日から10年間、経営地の内容、労働力、大農機具につきましては、議案書に記載のとおりです。申請理由は、貸主は後継者に農業経営を譲りたい。借主は親の農地を借り受け、農業経営を譲り受けたいとの理由です。</p> <p>本件は、農業後継者への経営移譲のための使用貸借の申請です。</p> <p>なお、農地法第3条第2項第1号から第7号に規定する不許可事項には該当しないため、許可要件の全てを満たすものです。</p> <p>説明資料の6頁に調査書、7頁に所在図を添付していますのでご参照願います。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長 渡 辺 祥 紀</p>	<p>説明が終わりました。質疑、ご意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p> <p>質疑、ご意見がございませんので、議案第39号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第39号については原案のとおり可決いたしました。</p>

議長 渡 辺 祥 紀	<p>続きまして、日程番号11番、議案第40号、農用地利用集積計画の決定について、所有権移転1件を議題といたします。</p> <p>事務局より説明を願います。</p>
事務局長 加 藤 弘 光	<p>議案書9頁をご覧ください。</p> <p>議案第40号、農用地利用集積計画の決定について所有権移転1件を上程しております。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記の農用地利用集積についての決定の議決を願います。</p> <p>本日の提出です。</p> <p>番号1、権利区分、所有権。譲渡人、樺戸郡月形町□□□□ ○○○○さん。申出理由、経営規模縮小。譲受人、樺戸郡月形町□□□□ ○○○○さん。申出理由、経営規模拡大。譲受人の経営状況は議案書に記載のとおりです。申出地、樺戸郡月形町□□□□の内。現況地目が畑で面積は418㎡他になります。以下内訳ですが、田の計5筆9,658㎡、畑の計3筆1,113㎡、その他としまして農業用施設用地1筆401㎡。4筆重複していますので、合計5筆11,172㎡です。対価、△△△△円。所有権移転時期は平成30年11月27日。引渡の時期は対価の支払日、支払期限は平成30年12月28日。10a当単価につきましては議案書に記載のとおりです。</p> <p>本件は、農用地利用集積計画の作成に関しては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の全ての要件を満たしております。</p> <p>なお、説明資料の8頁に所在図を添付しておりますのでご参照願います。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長 渡 辺 祥 紀	<p>それでは補足説明を西川委員お願いします。</p>
委員 西 川 優	<p>譲渡人から経営規模の縮小に伴い、あっせんの申し出があり、多田委員と地域の担い手へあっせんを行った結果、譲受人以外にあっせんの希望がなく、譲受人にあっせんを行うことになりました。</p> <p>11月8日、多田委員、私、事務局2名により事前協議を行い、出し手の譲渡人と地域の担い手の譲受人、双方の意向を確認いたしました。</p> <p>合意になった内容につきましては、議案書に記載のとおりです。</p> <p>以上で補足説明を終わります。</p>
議長 渡 辺 祥 紀	<p>説明が終わりました。質疑、ご意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>

議長 渡辺祥紀	<p>質疑、ご意見がございませんので、議案第40号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第40号については原案のとおり可決いたしました。続きまして、日程番号12番、協議案第4号、農地の参考賃借料の改定についてを議題といたします。</p> <p>事務局より説明を願います。</p>
事務局長 加藤弘光	<p>議案書10頁をご覧ください。</p> <p>協議案第4号、農地の参考賃借料の改定について。このことについて、次のとおり改定したいので協議願います。</p> <p>本日の提出です。</p> <p>1 設定理由ですが、平成21年の農地法改正により、農地の賃貸借に係る標準小作料制度が廃止され、農業委員会には実勢価格等の農地情報の提供が義務付けされました。</p> <p>しかし、目安となる賃借料の基準が無いまま土地の権利移動を行うことは、当事者はもちろんのこと、調整役の農業委員や事務局においても混乱を招くことが想定されるため、月形町農業委員会においては、平成22年から参考賃借料を設定し、円滑な農地移動を推進してきております。</p> <p>今般、前回の改定から3年を経過することから、過去の実勢賃借料の変動などを参考とし、今後3年間の参考賃借料として設定します。なお、期間中であっても農業情勢の変動等に応じて柔軟な姿勢で見直しをすることとします。</p> <p>2 設定内容としましては、田、畑ともに、過去3年間の実勢価格を参考にした結果据え置きにしたいと思っております。</p> <p>前回のあっせん委員会後の委員協議の中で説明をさせていただきましたが、過去3年間の平均の契約単価を見たところ、今現在の参考賃借料よりも若干上回っているような形となっておりますので参考賃借料の改定は行わず、据え置きにするのが妥当だと考えます。</p> <p>3 参考賃借料の活用方法としては、①賃貸借契約における賃借料を協議決定する際に、実勢賃借料とともに参考として活用します。②農地中間管理事業並びに農地利用集積円滑化事業により設定される賃借料については、参考賃借料を農業委員会による指導の根拠とします。③地域調和要件に係る判断基準に関して、著しく高額な賃借料であるかどうかの判断の参考とします。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長 渡辺祥紀	説明が終わりました。

議長 渡 辺 祥 紀

暫時休憩します。(午後2時00分)

(休憩)

休憩以前に遡り会議を再開します。(午後2時01分)

説明が終わりました。質疑、ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

質疑、ご意見がございませんので、協議案第4号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、協議案第4号については原案のとおり可決いたしました。

本総会に附議された全ての議件を終了いたしました。

以上をもちまして、平成30年第11回月形町農業委員会総会を閉会いたします。

皆様ご苦労様でした。(午後2時02分)